平成２７年（フ）第２０４８号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目６番１号
破産者　新生有限会社
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５０号
東京都世田谷区赤堤３丁目８番11号
破産者　有限会社はたはた
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５１号
秋田県大館市東台６丁目５―53
破産者　竹村　靖久
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５６号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井３丁目３番12
破産者　有限会社フソンテックジャパン
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６８号
東京都千代田区岩本町２丁目17番３号
破産者　株式会社アテイク
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６９号
東京都北区志茂４丁目42―３　ハウスふじ
破産者　竹内　　敦
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７２号
東京都目黒区五本木１丁目19番８号　ＭＴ五本木103号室、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区蔵前３丁目12番10号
破産者　株式会社オベリスク
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７３号
東京都目黒区五本木１丁目19－８－103、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区北寺尾１丁目３－14
破産者　佐藤新太郎
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７６号
東京都豊島区西池袋２丁目22番２号
破産者　源建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１０７号
埼玉県さいたま市桜区町谷３丁目10番１－203号
破産者　株式会社アスト・メイク
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１０８号
埼玉県さいたま市桜区町谷３丁目10番１－203号
破産者　後藤　成一
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１２４号
千葉県船橋市習志野２丁目７番25号
破産者　株式会社クリーンライフ
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８９３号
東京都荒川区西尾久３丁目24―18―1104
破産者　田中　　誠
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９５７号
東京都台東区浅草２丁目27―11―605　松舘方
破産者　吉井江里子
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３９号
千葉県木更津市請西南５丁目18－２－101
破産者　國崎　道治
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８号
さいたま市浦和区岸町７丁目10番５号
破産者　共和総業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
さいたま市西区土屋1708番地２
破産者　株式会社エスケープランニング
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
岐阜市長良東１丁目12番地
破産者　株式会社ムラヤマ
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１６号
福岡県飯塚市東徳前12番23号
破産者　有限会社ＭＥＩ
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第９２号
東京都多摩市鶴牧５丁目40番地３―405
破産者　小林喜代美
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
神奈川県藤沢市善行団地２番12―105号
破産者　有限会社中村装備
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部